

令和5年門真市議会第1回定例会



議 案 書

門 真 市

第 1 回定例会付議事件目次

		ページ
第 1	報告第 1 号 専決処分の報告について ……………	1
第 2	承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年 度門真市一般会計補正予算（第 11 号）について） ……	3
第 3	承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年 度門真市一般会計補正予算（第 12 号）について） ……	21
第 4	議案第 1 号 権利の放棄について ……………	46
第 5	議案第 2 号 町及び字の区域の変更について ……………	47
第 6	議案第 3 号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備 に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関す る条例の制定について ……………	50
第 7	議案第 4 号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について ……	65
第 8	議案第 5 号 門真市手数料条例の一部改正について ……………	69
第 9	議案第 6 号 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について ……………	82
第 10	議案第 7 号 門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事 業の運営に関する基準を定める条例の一部改正に ついて ……………	87
第 11	議案第 8 号 門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部改正について ……………	91
第 12	議案第 9 号 門真市有料自転車駐車場条例の一部改正について ……	95
第 13	議案第 10 号 門真市国民健康保険条例の一部改正について ……	99
第 14	議案第 11 号 門真市建築基準法施行条例の一部改正について ……	103
第 15	議案第 12 号 門真市自転車安全利用に関するマナー条例の一部 改正について ……………	106
第 16	議案第 13 号 門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指 導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市 費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一 部改正について ……………	108
第 17	議案第 14 号 門真市立学校設置条例の一部改正について ……	113
第 18	議案第 15 号 令和 4 年度門真市一般会計補正予算（第 13 号） ……	115
第 19	議案第 16 号 令和 4 年度門真市水道事業会計補正予算（第 1	

	号)	144
第20	議案第17号	令和4年度門真市公共下水道事業会計補正予算 (第2号) 154
第21	議案第18号	令和5年度門真市一般会計予算 [別冊1]
第22	議案第19号	令和5年度門真市国民健康保険事業特別会計予算	... [別冊2]
第23	議案第20号	令和5年度門真市都市開発資金特別会計予算 [別冊2]
第24	議案第21号	令和5年度門真市後期高齢者医療事業特別会計予 算 [別冊2]
第25	議案第22号	令和5年度門真市介護保険事業特別会計予算 [別冊2]
第26	議案第23号	令和5年度門真市水道事業会計予算 [別冊3]
第27	議案第24号	令和5年度門真市公共下水道事業会計予算 [別冊3]

参考資料

番号	事故関係部署	事故発生年月日	事故の区分	事故内容
1	危機管理課	令和3年12月19日	交通事故 (物損事故)	門真市消防団三ツ島分隊の消防車を車庫内に駐車しようとして後退した際、当該消防車左後部が隣接する北河内農業協同組合二島支店敷地内のフェンスに接触し、破損させたもの
2	健康増進課	令和4年4月13日	医療事故 (人身事故)	門真市保健福祉センター内歯科診療所において、歯科治療中に相手方の口腔内に装着した銀歯の誤飲が発生したもの
3	道路公園課	令和4年5月2日	交通事故 (物損事故)	公用車で速見町地内の市道において信号待ちをしていた際、反対車線の道路の損傷を発見し、修繕のため、反対車線の端に公用車を駐車しようとして後退したところ、後方に停車していた原動機付自転車のフロントカウルに接触し、損傷させたもの
4	クリーンセンター業務課	令和4年3月16日	交通事故 (物損事故)	収集車を相手方自宅前で方向転換した際、収集車右後部が相手方自宅前の郵便受け、表札及びインターホンに接触し、損傷させたもの
5	地域整備課	令和4年8月9日	交通事故 (物損事故)	守口門真商工会議所の駐車場に公用車で進入した際、方向転換するため後退したところ、公用車左後部が駐車場のゲートバーに接触し、破損させたもの
6	子育て支援課	令和4年11月1日	交通事故 (物損事故)	相手方を訪問するため、相手方自宅前に公用車を駐車しようとして後退した際、公用車左後部が相手方自宅の塀に接触し、損傷させたもの

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年2月24日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和4年度門真市一般会計補正予算（第11号）について

専決第11号

令和4年度門真市一般会計補正予算（第11号）について

令和4年度門真市一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

記

令和4年度門真市一般会計補正予算（第11号）

令和4年度門真市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99,248千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,009,956千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和4年12月22日 専決

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
13	使用料及び手数料	1,197,442	55	1,197,497
	1 使用料	954,330	55	954,385
14	国庫支出金	23,276,009	72,074	23,348,083
	2 国庫補助金	9,399,830	72,074	9,471,904
15	府支出金	5,214,419	17,119	5,231,538
	2 府補助金	1,061,485	17,119	1,078,604
18	繰入金	1,958,922	10,000	1,968,922
	1 基金繰入金	1,958,922	10,000	1,968,922
	歳 入 合 計	71,910,708	99,248	72,009,956

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	衛生費	5,847,885	106,371	5,954,256
	1 保健衛生費	3,183,905	106,371	3,290,276
12	予備費	76,198	△7,123	69,075
	1 予備費	76,198	△7,123	69,075
	歳 出 合 計	71,910,708	99,248	72,009,956

第2表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度 額
出産・子育て応援給付金給付事業	令和5年度	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: right;">37,804</p>

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
13 使用料及び手数料	1,197,442	55	1,197,497
14 国庫支出金	23,276,009	72,074	23,348,083
15 府支出金	5,214,419	17,119	5,231,538
18 繰入金	1,958,922	10,000	1,968,922
歳入合計	71,910,708	99,248	72,009,956

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
4 衛生費	5,847,885	106,371	5,954,256
12 予備費	76,198	△7,123	69,075
歳 出 合 計	71,910,708	99,248	72,009,956

補正額の財源内訳			
特 国府支出金	定 地方債	財 その他	源 一般財源
千円	千円	千円	千円
89,193			17,178
			△7,123
89,193	0	0	10,055

2 歳 入

1 3 款 使用料及び手数料

1 項 使用料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務使用料	千円 6,296	千円 55	千円 6,351
計	954,330	55	954,385

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

3 衛生費国庫補助金	1,235,891	72,074	1,307,965
計	9,399,830	72,074	9,471,904

1 5 款 府支出金

2 項 府補助金

3 衛生費府補助金	46,371	17,119	63,490
-----------	--------	--------	--------

節		説	明
区 分	金 額		
5 行政財産目的 外使用料	千円 55	行政財産目的外使用料	千円

15 出産・子育て 応援給付金給 付事業費補助 金	65,500	出産・子育て応援給付金給付事業費補助金	
16 出産・子育て 応援給付金給 付事務費補助 金	6,574	出産・子育て応援給付金給付事務費補助金	

26 出産・子育て 応援給付金給 付事業費補助 金	16,375	出産・子育て応援給付金給付事業費補助金	
27 出産・子育て 応援給付金給 付事務費補助 金	744	出産・子育て応援給付金給付事務費補助金	

1 3 款 使用料及び手数料 1 4 款 国庫支出金 1 5 款 府支出金

15款 府支出金
2項 府補助金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
計	1,061,485	17,119	1,078,604

18款 繰入金
1項 基金繰入金

7 財政調整基金繰入金	800,000	10,000	810,000
計	1,958,922	10,000	1,968,922

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

1 財政調整基金 繰入金	10,000	財政調整基金繰入金

1 5 款 府支出金 1 8 款 繰入金

3 歳 出

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 保健衛生総務費	千円 485,181	千円 106,371	千円 591,552	千円 89,193	千円	千円	千円 17,178
				国庫支出金 72,074			
				府支出金 17,119			
計	3,183,905	106,371	3,290,276	89,193	0	0	17,178

1 2 款 予備費

1 項 予備費

1 予備費	76,198	△7,123	69,075				△7,123
計	76,198	△7,123	69,075	0	0	0	△7,123

節		説 明	千円
区 分	金 額		
12 役務費	千円 1,099	○母子保健の充実	
13 委託料	103,015	出産・子育て応援給付金給付事業	106,371
14 使用料及び賃借料	7	役務費	1,099
		通信運搬費	1,079
		手数料	20
		委託料	103,015
19 負担金補助及び交付金	2,250	各種業務委託料（費用）	103,015
		出産・子育て応援給付業務委託料	103,015
		使用料及び賃借料	7
		使用料及び賃借料（物件費）	7
		乾式コピー借上料	7
		負担金補助及び交付金	2,250
		交付金	2,250
		出産・子育て応援給付金	2,250

4 款 衛生費 1 2 款 予備費

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳			
		支 出 見 込 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
出産・子育て応援給付金 給付事業	千円 37,804	-	千円 -	令和5年度	千円 37,804	千円 32,351	千円 -	千円 -	千円 5,453

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年2月24日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和4年度門真市一般会計補正予算（第12号）について

専決第 1 号

令和 4 年度門真市一般会計補正予算（第12号）について

令和 4 年度門真市一般会計補正予算（第12号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

記

令和4年度門真市一般会計補正予算（第12号）

令和4年度門真市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ542,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,552,156千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和5年2月1日 専決

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	23,348,083	39,600	23,387,683
	2 国庫補助金	9,471,904	39,600	9,511,504
17	寄附金	1,010,000	600,000	1,610,000
	1 寄附金	1,010,000	600,000	1,610,000
18	繰入金	1,968,922	△230,000	1,738,922
	1 基金繰入金	1,968,922	△230,000	1,738,922
20	市債	7,728,152	132,600	7,860,752
	1 市債	7,728,152	132,600	7,860,752
	歳入合計	72,009,956	542,200	72,552,156

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	6,864,971	352,871	7,217,842
	1 総務管理費	5,820,832	352,871	6,173,703
3	民生費	33,603,681	2,166	33,605,847
	1 社会福祉費	12,962,387	2,166	12,964,553
7	土木費	11,544,523	1,537	11,546,060
	2 道路橋りょう費	2,551,956	1,042	2,552,998
	4 都市計画費	5,943,722	407	5,944,129
	5 住宅費	2,563,924	88	2,564,012
9	教育費	4,107,505	180,958	4,288,463
	5 社会教育費	605,838	176,095	781,933
	6 保健体育費	525,074	4,863	529,937
12	予備費	69,075	4,668	73,743
	1 予備費	69,075	4,668	73,743
	歳 出 合 計	72,009,956	542,200	72,552,156

第2表 繰越明許費補正
追 加

款	項	事 業 名	金 額
			千円
7 土木費	5 住宅費	市 営 住 宅 維 持 管 理 事 業	90,750
9 教育費	5 社会教育費	(仮 称) 市 立 生 涯 学 習 複 合 施 設 建 設 事 業	172,246

第3表 地方債補正
変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還方法
公共施設等整備	千円 129,100	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	129,100			

補正後			
限度額	起債の方法	利率	償還方法
千円 261,700	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができ
261,700			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
14 国庫支出金	23,348,083	39,600	23,387,683
17 寄附金	1,010,000	600,000	1,610,000
18 繰入金	1,968,922	△230,000	1,738,922
20 市債	7,728,152	132,600	7,860,752
歳入合計	72,009,956	542,200	72,552,156

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	6,864,971	352,871	7,217,842
3 民生費	33,603,681	2,166	33,605,847
7 土木費	11,544,523	1,537	11,546,060
9 教育費	4,107,505	180,958	4,288,463
12 予備費	69,075	4,668	73,743
歳 出 合 計	72,009,956	542,200	72,552,156

補正額の財源内訳			
特 定	財源		一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			352,871
			2,166
			1,537
39,600	132,600		8,758
			4,668
39,600	132,600	0	370,000

2 歳 入

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
5 教育費国庫補助金	千円 33,028	千円 39,600	千円 72,628
計	9,471,904	39,600	9,511,504

1 7 款 寄附金

1 項 寄附金

1 一般寄附金	1,000,000	600,000	1,600,000
計	1,010,000	600,000	1,610,000

1 8 款 繰入金

1 項 基金繰入金

7 財政調整基金繰入金	810,000	△230,000	580,000
計	1,968,922	△230,000	1,738,922

2 0 款 市債

1 項 市債

6 教育債	407,000	132,600	539,600
計	7,728,152	132,600	7,860,752

節		金額	説明
区分			
60	都市構造再編 集中支援事業 費補助金	千円 39,600	都市構造再編集中支援事業費補助金

1	一般寄附金	600,000	一般寄附金

1	財政調整基金 繰入金	△230,000	財政調整基金繰入金

16	公共施設等適 正管理推進事 業債	93,000	(仮称) 市立生涯学習複合施設建設事業債
17	補正予算債	39,600	(仮称) 市立生涯学習複合施設建設事業債

14款 国庫支出金 17款 寄附金 18款 繰入金 20款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	4,115,486	339,106	4,454,592				339,106
13 文化芸術振興費	160,042	13,638	173,680				13,638
16 市民公益活動支援センター費	17,459	127	17,586				127
計	5,820,832	352,871	6,173,703	0	0	0	352,871

節		説明	千円
区分	金額		
12	57,648	○シティプロモーションによる定住促進	
13	281,458	ふるさと納税推進事業	339,106
		役務費	57,648
		通信運搬費	57,648
		委託料	281,458
		各種業務委託料（費用）	281,458
		ふるさと納税業務委託料	281,458
19	13,638	○暮らしに息づく文化芸術の推進	
		市民文化会館運営事業（新型コロナ対策）	13,224
		負担金補助及び交付金	13,224
		交付金	13,224
		門真市指定管理施設の物価高騰対策支援金	13,224
		市民交流会館運営事業（新型コロナ対策）	414
		負担金補助及び交付金	414
		交付金	414
		門真市指定管理施設の物価高騰対策支援金	414
19	127	○市民公益活動と協働・共創の促進	
		市民公益活動支援センター運営事業（新型コロナ対策）	127
		負担金補助及び交付金	127
		交付金	127
		門真市指定管理施設の物価高騰対策支援金	127

2款 総務費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	千円 10,352,628	千円 595	千円 10,353,223	千円	千円	千円	千円 595
7 高齢者交流施設費	30,730	1,571	32,301				1,571
計	12,962,387	2,166	12,964,553	0	0	0	2,166

7款 土木費

2項 道路橋りょう費

2 交通政策費	333,003	1,042	334,045				1,042
計	2,551,956	1,042	2,552,998	0	0	0	1,042

7款 土木費

4項 都市計画費

5 公園費	135,305	407	135,712				407
-------	---------	-----	---------	--	--	--	-----

節		説 明	千円
区 分	金 額		
19 負担金補助及び交付金	千円 595	○障がい児（者）等への支援	
		障がい者福祉センター運営事業（新型コロナ対策）	595
		負担金補助及び交付金	595
		交付金	595
		門真市指定管理施設の物価高騰対策支援金	595
19 負担金補助及び交付金	1,571	○高齢者への支援	
		老人福祉センター等運営管理事業（新型コロナ対策）	1,571
		負担金補助及び交付金	1,571
		交付金	1,571
		門真市指定管理施設の物価高騰対策支援金	1,571

19 負担金補助及び交付金	1,042	○公共交通の充実	
		自転車対策事業（新型コロナ対策）	1,042
		負担金補助及び交付金	1,042
		交付金	1,042
		門真市指定管理施設の物価高騰対策支援金	1,042

19 負担金補助及び交付金	407	○憩いの場の充実	
		公園維持管理事業（新型コロナ対策）	407
		負担金補助及び交付金	407

3 款 民生費 7 款 土木費

7款 土木費
4項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	5,943,722	407	5,944,129	0	0	0	407

7款 土木費
5項 住宅費

1 住宅管理費	2,268,878	88	2,268,966				88
計	2,563,924	88	2,564,012	0	0	0	88

9款 教育費
5項 社会教育費

1 社会教育総務費	238,839	172,246	411,085	39,600 国庫支出金	132,600 市債		46
				39,600	132,600		
3 公民館費	24,652	1,698	26,350				1,698

節		説 明	千円
区 分	金 額		
	千円	交付金	407
		門真市指定管理施設の物価高騰対策支援金	407

19 負担金補助及び交付金	88	○快適な住まい環境の充実	
		市営住宅維持管理事業（新型コロナ対策）	88
		負担金補助及び交付金	88
		交付金	88
		門真市指定管理施設の物価高騰対策支援金	88

13 委託料	172,246	○地域教育環境の充実	
		（仮称）市立生涯学習複合施設建設事業	172,246
		委託料	172,246
		各種業務委託料（費用）	172,246
		（仮称）市立生涯学習複合施設実施設計業務委託料	172,246
19 負担金補助及び交付金	1,698	○地域教育環境の充実	
		公民館運営事業（新型コロナ対策）	1,698
		負担金補助及び交付金	1,698
		交付金	1,698
		門真市指定管理施設の物価高騰対策支援金	1,698

7 款 土木費 9 款 教育費

9 款 教育費
5 項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
5 市民プラザ 費	千円 152,921	千円 2,151	千円 155,072	千円	千円	千円	千円 2,151
計	605,838	176,095	781,933	39,600	132,600	0	3,895

9 款 教育費
6 項 保健体育費

2 体育施設費	85,138	4,863	90,001				4,863
計	525,074	4,863	529,937	0	0	0	4,863

12 款 予備費
1 項 予備費

1 予備費	69,075	4,668	73,743				4,668
計	69,075	4,668	73,743	0	0	0	4,668

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金補助及び交付金	千円 2,151	千円 ○地域教育環境の充実 市民プラザ運営事業（新型コロナ対策） 負担金補助及び交付金 交付金 門真市指定管理施設の物価高騰対策支援金
		2,151 2,151 2,151 2,151

19 負担金補助及び交付金	4,863	○市民スポーツの振興 テニスコート・青少年運動広場運営管理事業（新型コロナ対策） 負担金補助及び交付金 交付金 門真市指定管理施設の物価高騰対策支援金 総合体育館運営管理事業（新型コロナ対策） 負担金補助及び交付金 交付金 門真市指定管理施設の物価高騰対策支援金
		934 934 934 934 3,929 3,929 3,929 3,929

9 款 教育費 1 2 款 予備費

繰越明許費説明書

(款) 7 土木費

(項) 5 住宅費

目	節	金額	繰り越すべき理由
1 住宅管理費		千円 90,750	事業完了に日数を要するため
	15 工事請負費	90,750	

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

目	節	金額	繰り越すべき理由
1 社会教育総務費		千円 172,246	事業完了に日数を要するため
	13 委託料	172,246	

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前々年度末 現在高	前年度末現在高 見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中起債 見込額	当該年度中元金 償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普通債	28,831,015	28,700,020	7,114,771	4,417,030	31,397,761
(1) 総務債	7,247,619	6,637,787	2,495,971	3,000,282	6,133,476
(2) 民生債	1,951,741	1,860,444	1,100	101,348	1,760,196
(3) 衛生債	2,103,936	2,122,470	60,000	199,651	1,982,819
(4) 土木債	2,837,640	3,081,820	668,500	234,442	3,515,878
(5) 公営住宅債	8,407,579	8,934,130	3,343,200	398,185	11,879,145
(6) 消防債	46,953	42,157	6,400	4,800	43,757
(7) 教育債	6,235,547	6,021,212	539,600	478,322	6,082,490
2. 災害復旧	8,900	8,713	—	887	7,826
(1) 衛生債	7,600	7,413	—	725	6,688
(2) 土木債	1,300	1,300	—	162	1,138
3. その他	23,286,156	23,417,300	745,981	2,032,002	22,131,279
(1) 減税補てん債	220,390	145,522	—	51,893	93,629
(2) 臨時財政対策債	22,911,866	23,117,878	745,981	1,980,109	21,883,750
(3) 減収補てん債	153,900	153,900	—	—	153,900
合 計	52,126,071	52,126,033	7,860,752	6,449,919	53,536,866

議案第 1 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月24日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

- | | |
|------------|--|
| 1 権利放棄の相手方 | 門真市水洗便所改造資金貸付基金条例（昭和47年門真市条例第7号）に基づき本市が水洗便所改造資金の貸付けを行った者のうち、3の理由に該当するもの |
| 2 権利の内容 | 権利放棄の相手方に対する水洗便所改造資金の未償還金72件分9,041,582円の債権 |
| 3 権利放棄の理由 | 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正前の民法（明治29年法律第89号）第167条第1項に規定する消滅時効の期間が経過しており、権利放棄の相手方から償還される見込みがないため |

議案第 2 号

町及び字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり本市内の町及び字の区域を変更するにつき、議会の議決を求める。

令和5年2月24日 提出

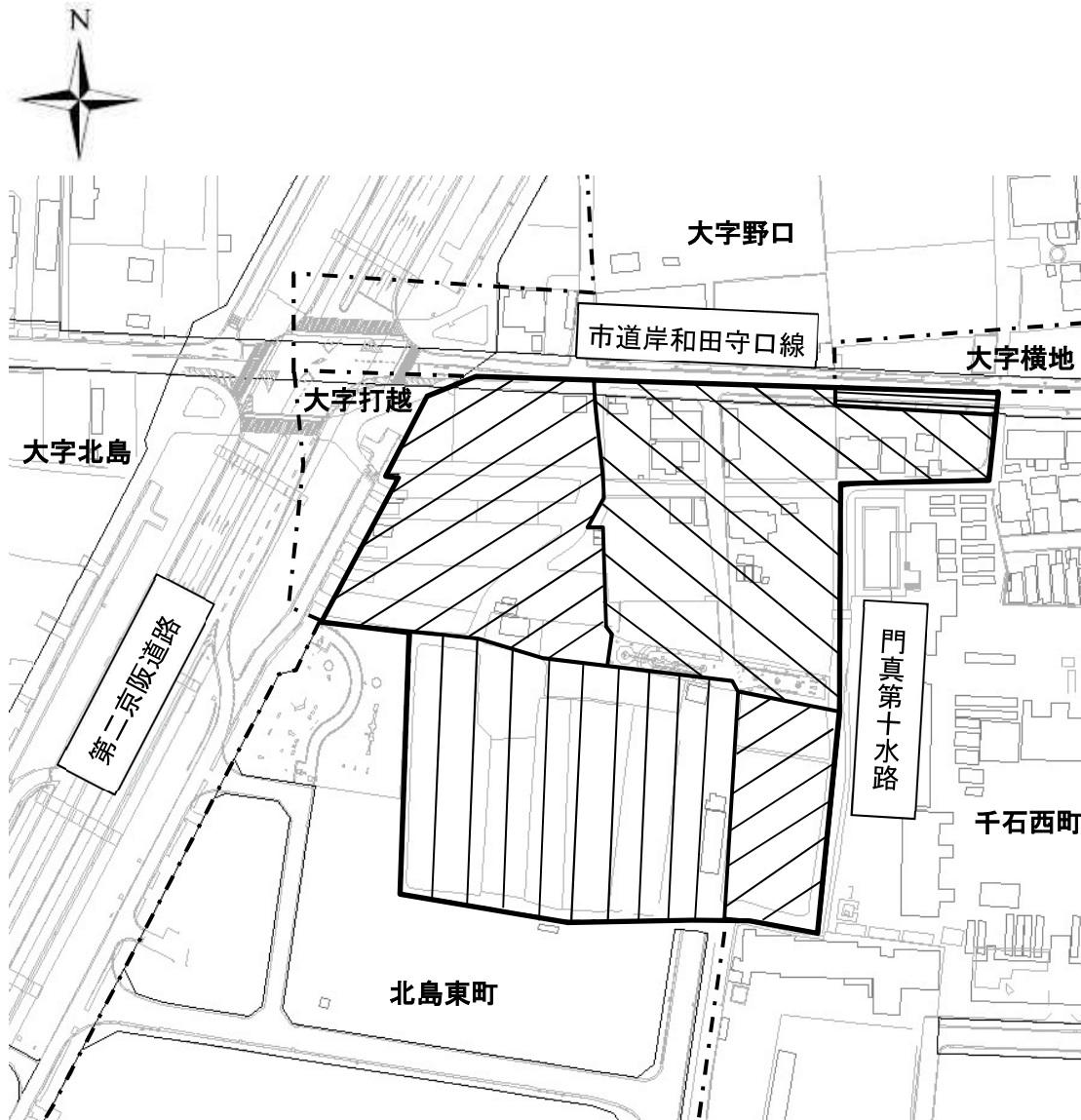
門真市長 宮本 一孝

記

- 1 大字打越、大字北島、大字野口及び大字横地の区域を、別図1の斜線等で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 別図2に示すとおり、1において除いた区域をもって、北島東町の区域を変更する。

別図 1

現在の区域図



凡	例
—	実施区域界
- - - -	町界・大字界
	大字打越
	大字北島
	大字野口
	大字横地

別図2

変更後の区域図



凡	例
- · - · - · -	町界・大字界

議案第3号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律
の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するにつき、議会の議決を求める。

令和5年2月24日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行に伴い、関係各条例において所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例

(門真市保健福祉センター条例の一部改正)

第1条 門真市保健福祉センター条例（平成12年門真市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第19条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 前項の利用料金の額は、指定管理者が次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で定めるものとする。</p> <p>(1) 生活介護等事業 次に掲げる額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項の<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(2) 放課後等デイサービス事業 次に掲げる額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 児童福祉法第21条の5の3第2項の<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>4 略</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第19条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 前項の利用料金の額は、指定管理者が次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で定めるものとする。</p> <p>(1) 生活介護等事業 次に掲げる額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項の<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(2) 放課後等デイサービス事業 次に掲げる額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 児童福祉法第21条の5の3第2項の<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>4 略</p>

(門真市附属機関に関する条例の一部改正)

第2条 門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>別表（第1条関係）</p> <p>1 市長の附属機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">く 略</td> </tr> <tr> <td>門真市子ども・子育て会議</td> <td>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第72条第1項各号</u>に掲げる事</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	く 略		門真市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第72条第1項各号</u> に掲げる事	<p>別表（第1条関係）</p> <p>1 市長の附属機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">く 略</td> </tr> <tr> <td>門真市子ども・子育て会議</td> <td>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第77条第1項各号</u>に掲げる事</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	く 略		門真市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第77条第1項各号</u> に掲げる事
名称	担任する事務												
く 略													
門真市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第72条第1項各号</u> に掲げる事												
名称	担任する事務												
く 略													
門真市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第77条第1項各号</u> に掲げる事												

改正後		改正前	
	務及び教育・保育施設等の利用者負担についての調査審議に関する事務		務及び教育・保育施設等の利用者負担についての調査審議に関する事務
	） 略		） 略
2～3 略		2～3 略	

（門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第4条</p> <p>1 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第6条</p> <p>1 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教</p>	<p>第4条</p> <p>1 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第6条</p> <p>1 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該</p>

改正後	改正前
<p>育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p>	<p>特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p>
<p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	<p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>
<p>4～5 略</p>	<p>4～5 略</p>
<p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p>	<p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p>
<p>第7条</p>	<p>第7条</p>
<p>1 略</p>	<p>1 略</p>
<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>
<p>（受給資格等の確認）</p>	<p>（受給資格等の確認）</p>

改正後	改正前
<p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p>	<p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p>
<p>第13条</p> <p>1～3 略</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の(7)又は(4)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(7)又は(4)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(7) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>(4) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(4)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給</p>	<p>第13条</p> <p>1～3 略</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の(7)又は(4)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(7)又は(4)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(7) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>(4) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(4)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="284 192 798 230">付認定保護者にあつては、77,101円)</p> <p data-bbox="220 282 802 775">イ 次の(7)又は(4)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(7)又は(4)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p data-bbox="252 786 802 1055">(7) <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p data-bbox="252 1106 802 1330">(4) <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p data-bbox="220 1382 319 1420">ウ 略</p> <p data-bbox="188 1431 351 1469">(4)～(5) 略</p> <p data-bbox="164 1476 319 1514">5～6 略</p> <p data-bbox="204 1565 619 1603">（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p data-bbox="156 1615 802 1877">第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p data-bbox="188 1888 351 1926">(1)～(2) 略</p> <p data-bbox="188 1937 802 2056">(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条第1項</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚</p>	<p data-bbox="930 192 1444 275">保育給付認定保護者にあつては、77,101円)</p> <p data-bbox="866 282 1453 775">イ 次の(7)又は(4)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(7)又は(4)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p data-bbox="898 786 1453 1099">(7) <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p data-bbox="898 1106 1453 1375">(4) <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p data-bbox="866 1382 965 1420">ウ 略</p> <p data-bbox="834 1431 997 1469">(4)～(5) 略</p> <p data-bbox="810 1476 965 1514">5～6 略</p> <p data-bbox="850 1565 1265 1603">（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p data-bbox="802 1615 1453 1877">第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p data-bbox="834 1888 997 1926">(1)～(2) 略</p> <p data-bbox="834 1937 1453 2056">(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教</p>

改正後	改正前
<p>園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) 略</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) 略</p>
<p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特</p>	<p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特</p>

改正後	改正前
<p>定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同号又は同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(8)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」と読み替えるものとする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p>	<p>定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同号又は同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(8)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」と読み替えるものとする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p>
<p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号</u>に掲げ</p>	<p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第1</u></p>

改正後	改正前
<p>る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同条第1号</u>又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「特定教育・保育施設の同号」とあるのは「特定教育・保育施設の<u>同条第1号</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ⑦中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ⑧中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第37条</p> <p>1 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ご</p>	<p>号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同項第1号</u>又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「特定教育・保育施設の同号」とあるのは「特定教育・保育施設の<u>同項第1号</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ⑦中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ⑧中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第37条</p> <p>1 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ご</p>

改正後	改正前
<p>とに、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）</u>に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第39条</p> <p>1 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	<p>とに、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）</u>に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第39条</p> <p>1 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>3～4 略</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条まで（第26条を除く。）を含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上</p>	<p>3～4 略</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条まで（第26条を除く。）を含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特</p>

改正後	改正前
<p>保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。) 」とあるのは「<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。） 」と、「同条」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、 」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。） 」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p>	<p>定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。) 」とあるのは「<u>法第19条第1項第1号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。） 」と、「同条」とあるのは「<u>同項第3号</u>」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、 」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。） 」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p>
<p>第52条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利</p>	<p>第52条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し</p>

改正後	改正前
<p>用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（<u>令第4条第1項第2号</u>に規定する満3歳以上保</p>	<p>特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（<u>令第4条第1項第2号</u>に規定する満</p>

改正後	改正前
育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と読み替えるものとする。	3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と読み替えるものとする。

(門真市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第4条 門真市立幼保連携型認定こども園条例(平成29年門真市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(入園の資格) 第5条 認定こども園に入園できる者は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) <u>第19条各号</u> に規定する小学校就学前子どものうち市長が必要と認めた者とする。	(入園の資格) 第5条 認定こども園に入園できる者は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) <u>第19条第1項各号</u> に規定する小学校就学前子どものうち市長が必要と認めた者とする。
(延長保育等) 第7条 認定こども園は、認定こども園に入園した者(以下「園児」という。)の保護者から申請があったときは、当該園児に対し、次に掲げる事業を行うことができる。 (1) 略 (2) 時間外教育(法第59条第10号に規定する一時預かり事業のうち、 <u>法第19条第1号</u> に規定する小学校就学前子どもに該当する園児に対して行うものをいう。以下同じ。)	(延長保育等) 第7条 認定こども園は、認定こども園に入園した者(以下「園児」という。)の保護者から申請があったときは、当該園児に対し、次に掲げる事業を行うことができる。 (1) 略 (2) 時間外教育(法第59条第10号に規定する一時預かり事業のうち、 <u>法第19条第1項第1号</u> に規定する小学校就学前子どもに該当する園児に対して行うものをいう。以下同じ。)

(門真市立こども発達支援センター条例の一部改正)

第5条 門真市立こども発達支援センター条例(平成25年門真市条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用料) 第4条 1 略 2 利用料の額は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する <u>内閣総理大臣</u> が定める基準により算定した費用の額とする。	(利用料) 第4条 1 略 2 利用料の額は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額とする。

第6条 門真市立こども発達支援センター条例(令和3年門真市条例第24号)の一部を次

のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第8条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 前項の利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>(1) 前条第1号に定める者 法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用及び食事の提供に要する費用（以下「給食費」という。）その他必要な実費の額</p> <p>(2) 前条第2号に定める者 法第24条の26第2項に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(3) 前条第3号及び第4号に定める者 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>4～6 略</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第8条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 前項の利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>(1) 前条第1号に定める者 法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用及び食事の提供に要する費用（以下「給食費」という。）その他必要な実費の額</p> <p>(2) 前条第2号に定める者 法第24条の26第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(3) 前条第3号及び第4号に定める者 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>4～6 略</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第4号

門真市附属機関に関する条例の一部改正について

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和5年2月24日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、新たに附属機関を設置する等の見直しを行うとともに、附属機関の委員の報酬額を定める等につき、本条例案を提出するものである。

門真市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
1 市長の附属機関		1 市長の附属機関	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
	略		略
門真市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定委員会	門真市地域包括支援センター運営業務に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務	門真市パークイノベーション計画審査委員会	門真市パークイノベーション計画を策定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市介護保険施設等整備事業委託事業者選定委員会	門真市介護保険施設等整備事業に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務		
門真市地域密着型サービス等運営委員会	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスを行う事業者の指定、指定基準及び介護報酬の設定等についての調査審議に関する事務		
門真市古川橋駅北交流広場等基本設計業務委託事業者選定委員会	門真市古川橋駅北交流広場等基本設計業務に係る委託事業者を選定するために必		

改正後		改正前	
会	要な事項についての調査審議に関する事務		
2 教育委員会の附属機関		2 教育委員会の附属機関	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
} 略		} 略	
(仮称) 門真市立第四中学校区	(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業者選定委員会	(仮称) 門真市立第四中学校区小中一貫校基本設計業務委託事業者選定委員会	(仮称) 門真市立第四中学校区小中一貫校基本設計業務に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
} 略		} 略	
3 略		3 略	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第1条関係)		別表(第1条関係)	
区分	報酬額	区分	報酬額
} 略		} 略	
		パークイノベーション計画審議会委員	日 8,400円
} 略		} 略	
		(仮称) 門真市立第四中学校区小中一貫校基本設計業務委託事業者選定委員会委員	日 8,400円

改正後		改正前	
		略	
地域包括支援センター運営協議会委員	略	地域包括支援センター運営協議会委員	略
地域包括支援センター運営業務委託事業者選定委員会委員	日 8,400円		
介護保険施設等整備事業委託事業者選定委員会委員	日 8,400円		
地域密着型サービス等運営委員会委員	日 8,400円		
古川橋駅北交流広場等基本設計業務委託事業者選定委員会委員	日 8,400円		
(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業者選定委員会委員	日 8,400円		
略		略	
備考 略		備考 略	

議案第 5 号

門真市手数料条例の一部改正について

門真市手数料条例（平成12年門真市条例第 2 号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和 4 年経済産業省・国土交通省令第 2 号）の施行に伴い、誘導仕様基準による低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定の申請に係る手数料を定めるほか、所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市手数料条例の一部を改正する条例

門真市手数料条例（平成12年門真市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前					
別表第3（第2条関係） 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表及び付表1から付表5までにおいて「法」という。） 関係事務手数料表				別表第3（第2条関係） 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表及び付表1から付表5までにおいて「法」という。） 関係事務手数料表					
略				略					
備考 略				備考 略					
付表1 低炭素建築物新築等計画認定関係申請手数料表				付表1 低炭素建築物新築等計画認定関係申請手数料表					
項	区分			金額	項	区分			金額
	認定の申請又は軽微な変更	認定又は軽微な変更更に該当していることを証する書面の交付に係る建築物の評価方法	変更に該当していることを証する書面の交付に係る建築物の評価方法			床面積の合計	認定の申請又は軽微な変更	認定又は軽微な変更更に該当していることを証する書面の交付に係る建築物の評価方法	
略				略					
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	略	22,400円	2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	略	41,400円
		その他のもの					その他のもの		
		その誘導仕様の基準未満のもの					200平方メートル未満のもの		

改正後				改正前			
		によるもの	200平方メートル以上のもの			200平方メートル以上のもの	
		その他のもの	200平方メートル未満のもの				
		その他のもの	200平方メートル以上のもの				
		その他のもの	200平方メートル以上のもの				
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	略	3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	略
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの			その他のもの	
		その他のもの	300平方メートル未満のもの			300平方メートル未満のもの	
		その他のもの	300平方メートル以上のもの			300平方メートル以上のもの	
		その他のもの	2,000平方メートル未満のもの			2,000平方メートル未満のもの	
		その他のもの	2,000平方メートル以上のもの			2,000平方メートル以上のもの	
		その他のもの	5,000平方メートル未満のもの			5,000平方メートル未満のもの	
		その他のもの	5,000平方メートル以上のもの			5,000平方メートル以上のもの	
		その他のもの	5,000平方メートル以上のもの			5,000平方メートル以上のもの	

改正後				改正前			
		10,000平方メートル未満のもの				10,000平方メートル未満のもの	
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	328,800円			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	632,400円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	554,600円			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	1,116,900円
		50,000平方メートル以上のもの	971,100円			50,000平方メートル以上のもの	2,050,900円
	その他	300平方メートル未満のもの	81,000円				
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	133,500円				
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	225,600円				
		5,000平方メートル以上のもの	322,400円				

改正後				改正前			
			方メートル以上				
			10,000平方メートル未満のもの				
			10,000平方メートル以上	632,400円			
			25,000平方メートル未満のもの				
			25,000平方メートル以上	1,116,900円			
			50,000平方メートル未満のもの				
			50,000平方メートル以上のもの	2,050,900円			

備考

1～4 略

5 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める床面積の合計をいう。

- (1) 認定の申請に係る建築物の場合
 当該認定の申請に係る部分の床面積の合計。ただし、法第55条第1項の規定に基づく変更の認定（当該変更の認定に係る建築物の評価方法が直近の認定に係る建築物の評価方法と同一である場合に限る。）の申請をする場合にあつては、当該変更の認定の申請に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（当該変更の認定が直近の認定に係る部分の床面積の増加を含む場合は、当該

備考

1～4 略

5 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める床面積の合計をいう。

- (1) 認定の申請に係る建築物の場合
 当該認定の申請に係る部分の床面積（共同住宅等又は複合建築物であつて、当該建築物について建築物の低炭素化誘導基準に基づき算出した住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下同

改正後	改正前
<p>増加に係る部分の床面積の合計に当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積)</p> <p>(2) 略</p> <p>6～7 略</p> <p>8 「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令</p>	<p>じ。)に共用部分(省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。以下同じ。)の設計一次エネルギー消費量を含まない場合(以下この号において「<u>共同住宅等の共用部分を評価しない場合</u>」という。)については、当該認定に係る建築物の部分の床面積から当該住宅の用途に供する部分のうち共用部分の床面積(以下「<u>住宅共用部分の床面積</u>」という。)を除いた床面積)の合計。ただし、法第55条第1項の規定に基づく変更の認定(当該変更の認定に係る建築物の評価方法が直近の認定に係る建築物の評価方法と同一である場合に限る。)の申請をする場合にあつては、当該変更の認定の申請に係る部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、<u>当該変更の認定に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積</u>)の合計に2分の1を乗じて得た面積(当該変更の認定が直近の認定に係る部分の床面積の増加を含む場合は、当該増加に係る部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、<u>当該増加に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積</u>)の合計に当該増加に係る部分以外の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、<u>当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積</u>)の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積)</p> <p>(2) 略</p> <p>6～7 略</p> <hr/>

改正後	改正前
<p><u>(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分(共用部分(省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。以下同じ。))を除く。)</u>が適合することを確認することをいう。</p>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
付表2～付表5 略	付表2～付表5 略
<p>別表第4 (第2条関係) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この表及び付表1から付表7までにおいて「法」という。)関係事務手数料表</p>	<p>別表第4 (第2条関係) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この表及び付表1から付表7までにおいて「法」という。)関係事務手数料表</p>
略	略
備考 略	備考 略
<p>付表1 建築物エネルギー消費性能適合判定関係手数料表</p>	<p>付表1 建築物エネルギー消費性能適合判定関係手数料表</p>
略	略
<p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める床面積の合計をいう。</p> <p>(1) 判定の申請に係る建築物の場合 当該判定の申請に係る部分の床面積(増築(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となるものに限る。))又は改築(以下「増築等」という。)の判定であって、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計</p>	<p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める床面積の合計をいう。</p> <p>(1) 判定の申請に係る建築物の場合 当該判定の申請に係る部分の床面積(増築(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となるものに限る。))又は改築(以下「増築等」という。)の判定であって、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計</p>

改正後	改正前
<p>一次エネルギー消費量（以下「設計一次エネルギー消費量」という。）及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。）の合計。ただし、法第12条第2項又は法第13条第3項の規定に基づく変更の判定（当該変更の判定に係る建築物の評価方法が直近の判定（当該直近の判定を門真市がした場合に限る。）に係る建築物の評価方法と同一である場合に限る。）の申請をする場合にあつては、当該変更の判定の申請に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（当該変更の判定が直近の判定に係る部分の床面積の増加を含む場合は、当該増加に係る部分の床面積の合計に当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積）</p> <p>(2) 略</p> <p>5 略</p>	<p>一次エネルギー消費量_____及び基準一時エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。）の合計。ただし、法第12条第2項又は法第13条第3項の規定に基づく変更の判定（当該変更の判定に係る建築物の評価方法が直近の判定（当該直近の判定を門真市がした場合に限る。）に係る建築物の評価方法と同一である場合に限る。）の申請をする場合にあつては、当該変更の判定の申請に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（当該変更の判定が直近の判定に係る部分の床面積の増加を含む場合は、当該増加に係る部分の床面積の合計に当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積）</p> <p>(2) 略</p> <p>5 略</p>

付表2

建築物エネルギー消費性能向上
計画認定関係申請手数料表

項	区分		金額
	認定の申請又は軽微な変更	認定又は軽微な変更更に該当していることを証する書面の交付に係る建築物	
	に該当していることを証する書面の交付に係る建築物	の軽微な変更更に該当していることを証する書面の交付に係る建築物の評価方法	床面積の合計
	略		

付表2

建築物エネルギー消費性能向上
計画認定関係申請手数料表

項	区分		金額
	認定の申請又は軽微な変更	認定又は軽微な変更更に該当していることを証する書面の交付に係る建築物	
	に該当していることを証する書面の交付に係る建築物	の軽微な変更更に該当していることを証する書面の交付に係る建築物の評価方法	床面積の合計
	略		

改正後				改正前												
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	略		2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	略								
										その誘導	200平方	20,100円	その他の	200平方	39,100円	
										他の仕様	メートル		もの	メートル		
										もの基準	未満のもの			未満のもの		
											によるもの					
											るもの	200平方	21,600円		200平方	43,700円
											の	メートル			メートル	
		以上のもの			を以上のもの											
	その	200平方	39,100円													
	他の	メートル														
	もの	未満のもの														
		の														
		200平方	43,700円													
		メートル														
		以上のもの														
		の														
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	略		3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	略								
										その誘導	300平方	37,600円	その他の	300平方	78,700円	
										他の仕様	メートル		もの	メートル		
										もの基準	未満のもの			未満のもの		
											によるもの					
											るもの	300平方	65,000円		300平方	131,200円
											の	メートル			メートル	
		以上			以上											
		2,000平方			2,000平方											
		メートル			メートル											

改正後				改正前			
		ル未満の もの				ル未満の もの	
		2,000平 方メートル 以上	117,600円			2,000平 方メートル 以上	223,400円
		5,000平 方メートル 未満の もの				5,000平 方メートル 未満の もの	
		5,000平 方メートル 以上	177,800円			5,000平 方メートル 以上	320,100円
		10,000平 方メートル 未満の もの				10,000平 方メートル 未満の もの	
		10,000平 方メートル 以上	326,500円			10,000平 方メートル 以上	630,100円
		25,000平 方メートル 未満の もの				25,000平 方メートル 未満の もの	
		25,000平 方メートル 以上	552,300円			25,000平 方メートル 以上	1,114,700円
		50,000平 方メートル 未満の もの				50,000平 方メートル 未満の もの	
		50,000平 方メートル 以上の もの	968,800円			50,000平 方メートル 以上の もの	2,048,600円
	その 他の もの	300平方 メートル 未満の もの	78,700円				
		300平方 メートル 以上	131,200円				

改正後				改正前			
		2,000平方メートル未満のもの					
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	223,400円				
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	320,100円				
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	630,100円				
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,114,700円				
		50,000平方メートル以上のもの	2,048,600円				

備考

1～4 略

5 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める床面積の合計をいう。

備考

1～4 略

5 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める床面積の合計をいう。

改正後	改正前
<p>(1) 認定の申請に係る建築物の場合 当該認定の申請に係る部分の床面積 （共同住宅等又は複合建築物であつて、当該建築物について省令第4条第3項第2号の規定により住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量を算出する場合又は省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認する場合（以下この号において「共同住宅等の共用部分を評価しない場合」という。）については、当該認定に係る建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計。ただし、法第36条第1項の規定に基づく変更の認定（当該変更の認定に係る建築物の評価方法が直近の認定に係る建築物の評価方法と同一である場合に限る。）の申請をする場合にあつては、当該変更の認定の申請に係る部分の床面積（共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該変更の認定に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計に2分の1を乗じて得た面積（当該変更の認定が直近の認定に係る部分の床面積の増加を含む場合は、当該増加に係る部分の床面積（共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計に当該増加に係る部分以外の部分の床面積（共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計に2分の1を乗じて</p>	<p>(1) 認定の申請に係る建築物の場合 当該認定の申請に係る部分の床面積 （共同住宅等又は複合建築物であつて、当該建築物について省令第4条第3項第2号の規定により住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量を算出する場合_____</p> <p>_____</p> <p>_____（以下この号において「共同住宅等の共用部分を評価しない場合」という。）については、当該認定に係る建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計。ただし、法第36条第1項の規定に基づく変更の認定（当該変更の認定に係る建築物の評価方法が直近の認定に係る建築物の評価方法と同一である場合に限る。）の申請をする場合にあつては、当該変更の認定の申請に係る部分の床面積（共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該変更の認定に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計に2分の1を乗じて得た面積（当該変更の認定が直近の認定に係る部分の床面積の増加を含む場合は、当該増加に係る部分の床面積（共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計に当該増加に係る部分以外の部分の床面積（共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計に2分の1を乗じて</p>

改正後	改正前
<p>得た面積を加えた面積) (2) 略 6～7 略 8 <u>「誘導仕様基準」とは、省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいう。</u> 付表3～付表7 略</p>	<p>得た面積を加えた面積) (2) 略 6～7 略 _____ _____ _____ _____ 付表3～付表7 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の門真市手数料条例（以下「新条例」という。）別表第3の付表1の規定は、この条例の施行の日以後にされる都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による認定の申請及び同法第55条第1項の規定による変更の認定の申請（以下「低炭素建築物新築等計画の認定の申請等」という。）に係る手数料について適用し、同日前にされた低炭素建築物新築等計画の認定の申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

3 新条例別表第4の付表2の規定は、この条例の施行の日以後にされる建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第34条第1項の規定による認定の申請及び同法第36条第1項の規定による変更の認定の申請（以下「性能向上計画の認定の申請等」という。）に係る手数料について適用し、同日前にされた性能向上計画の認定の申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第6号

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第18号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和5年2月24日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）等及び民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第167号）による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の策定等及び自動車を運行する場合の所在確認について規定し、懲戒権の濫用禁止に関する規定を削除する等につき、本条例案を提出するものである。

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、<u>第8条の3第2項</u>、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条、第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>第8条 略</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項_____、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条、第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>第8条 略</p>

改正後	改正前
(安全計画の策定等)	
<p>第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p>	
<p>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p>	
<p>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>	
(自動車を行う場合の所在の確認)	
<p>第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</p>	
<p>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれ</p>	

改正後	改正前
<p>が少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。</p>	
<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準)</p> <p>第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。)等を併せて設置する場合は、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</p>	<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準)</p> <p>第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。)等を併せて設置する場合は、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p>
<p>第14条 <u>削除</u></p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用の禁止)</p> <p>第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>
<p>(衛生管理等)</p> <p>第15条</p> <p>1 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 略</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第15条</p> <p>1 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下同じ。）において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第7号

門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第20号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和5年2月24日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第65号）の施行に伴い、懲戒権の濫用禁止に関する規定を削除するにつき、本条例案を提出するものである。

門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年門真市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前											
<p>第26条 削除</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条まで(第26条を除く。)の規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="183 1467 770 2027"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		<p style="text-align: center;">(懲戒に係る権限の濫用の禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条まで_____の規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="831 1467 1418 2027"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第26条</td> <td style="text-align: center;">特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設</td> <td style="text-align: center;">特定地域型保育事業者</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略			第26条	特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設	特定地域型保育事業者	略		
略												
略												
第26条	特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設	特定地域型保育事業者										
略												

改正後	改正前
<p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条まで（第26条を除く。）を含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるの</p>	<p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条まで_____を含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるの</p>

改正後	改正前
<p>は「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」と読み替えるものとする。</p>	<p>は「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号

門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第17号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和5年2月24日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）等による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の策定、自動車を運行する場合の所在確認等について規定する等につき、本条例案を提出するものである。

改正後	改正前
<p>車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</p>	
<p>第13条 略</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p>	<p>第13条 略</p>
<p>第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	
<p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p>	
<p>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p>(衛生管理等)</p>	
<p>第14条</p>	<p>第14条</p>
<p>1 略</p>	<p>1 略</p>
<p>2 放課後児童健全育成事業者は、当該放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p>	<p>2 放課後児童健全育成事業者は、当該放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の

門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第9号

門真市有料自転車駐車場条例の一部改正について

門真市有料自転車駐車場条例（平成9年門真市条例第4号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和5年2月24日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

門真南駅東第2自転車駐車場の新設に伴い、同自転車駐車場の名称、位置等について規定するとともに、門真南駅北自転車駐車場の開場時間を変更するにつき、本条例案を提出するものである。

門真市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

門真市有料自転車駐車場条例（平成9年門真市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(名称及び位置)			(名称及び位置)		
第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。			第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。		
名称	位置		名称	位置	
	} 略			} 略	
門真南駅東 自転車駐車場	略		門真南駅東 自転車駐車場	略	
門真南駅東 第2自転車 駐車場	門真市三ツ島3丁目2239番 外				
	} 略			} 略	
別表第1（第2条の4関係）			別表第1（第2条の4関係）		
名称	開場時間	受付時間	名称	開場時間	受付時間
門真南駅第 1自転車駐 車場	} 略		門真南駅第 1自転車駐 車場	} 略	
門真南駅北 自転車駐 車場			門真南駅北 自転車駐 車場		
門真南駅東 自転車駐 車場			門真南駅東 自転車駐 車場		
門真南駅東 第2自転車 駐車場	終日	終日			
門真南駅機 械式自転 車駐 車場					
	} 略			} 略	
	門真南駅機	終日		門真南駅機	終日

改正後					改正前																																	
別表第2 (第3条関係)					別表第2 (第3条関係)																																	
										<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th colspan="4">駐車できる車種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="4">) 略</td> </tr> <tr> <td>門真南駅東 自転車駐車 場</td> <td colspan="4" rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>門真市駅北 自転車駐車 場</td> </tr> <tr> <td>門真南駅東 第2自転車 駐車場</td> <td>原動機付自転車</td> <td>普通自動二輪車</td> <td colspan="2">大型自動二輪車</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4">) 略</td> </tr> </tbody> </table>					名称	駐車できる車種) 略				門真南駅東 自転車駐車 場	略				門真市駅北 自転車駐車 場	門真南駅東 第2自転車 駐車場	原動機付自転車	普通自動二輪車	大型自動二輪車) 略	
名称	駐車できる車種																																					
) 略																																					
門真南駅東 自転車駐車 場	略																																					
門真市駅北 自転車駐車 場																																						
門真南駅東 第2自転車 駐車場	原動機付自転車	普通自動二輪車	大型自動二輪車																																			
) 略																																					
別表第3 (第7条関係)					別表第3 (第7条関係)																																	
										<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">使用 方法</th> <th colspan="4">区分</th> </tr> <tr> <th>自転 車 一般</th> <th>原動機 付自 転車 学生 等</th> <th>普通自動 二輪車</th> <th>大型自動 二輪車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="4">) 略</td> </tr> <tr> <td>門真 南駅 東自 転車 駐車 場</td> <td></td> <td colspan="4">) 略</td> </tr> <tr> <td>門真 南駅 東第 2自 転車 駐車 場</td> <td>一時 使用 定1 期月 使3 用月</td> <td></td> <td>200円 3,300円 9,900円</td> <td>310円 3,970円 11,910円</td> <td>420円 4,500円 13,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="4">) 略</td> </tr> </tbody> </table>					名称	使用 方法	区分				自転 車 一般	原動機 付自 転車 学生 等	普通自動 二輪車	大型自動 二輪車) 略				門真 南駅 東自 転車 駐車 場) 略				門真 南駅 東第 2自 転車 駐車 場	一時 使用 定1 期月 使3 用月
名称	使用 方法	区分																																				
		自転 車 一般	原動機 付自 転車 学生 等	普通自動 二輪車	大型自動 二輪車																																	
) 略																																				
門真 南駅 東自 転車 駐車 場) 略																																				
門真 南駅 東第 2自 転車 駐車 場	一時 使用 定1 期月 使3 用月		200円 3,300円 9,900円	310円 3,970円 11,910円	420円 4,500円 13,500円																																	
) 略																																				
備考 略					備考 略																																	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（門真南駅第1自転車駐車場、門真南駅北自転車駐車場及び門真南駅東自転車駐車場に係る部分に限る。）は、令和5年4月1日から施行する。

議案第10号

門真市国民健康保険条例の一部改正について

門真市国民健康保険条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和5年2月24日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）による健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を改めるとともに、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第24号）の施行に伴い、低所得者に係る保険料の軽減判定所得の見直しを行うほか、所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市国民健康保険条例の一部を改正する条例

門真市国民健康保険条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、これに30,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算するものとする。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、これに30,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算するものとする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第14条の6の額を超える場合には、第14条の6の額）とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>290,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 ア</p>	<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第14条の6の額を超える場合には、第14条の6の額）とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>285,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 ア</p>

改正後	改正前
<p>に掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額 ア～イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>535,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額 ア～イ 略</p> <p>2～4 略</p> <p>（特例対象被保険者等に係る届出）</p> <p>第26条の3</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p>	<p>に掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額 ア～イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>520,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額 ア～イ 略</p> <p>2～4 略</p> <p>（特例対象被保険者等に係る届出）</p> <p>第26条の3</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証_____の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の3第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の門真市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。
- 3 新条例第19条第1項の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第11号

門真市建築基準法施行条例の一部改正について

門真市建築基準法施行条例（平成12年門真市条例第32号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和5年2月24日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)による建築基準法の一部改正に伴い、既存建築物の省エネルギー改修の円滑化に対応した認定及び許可の申請に係る手数料を定めるとともに、引用条項の整備を行う等につき、本条例案を提出するものである。

門真市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

門真市建築基準法施行条例(平成12年門真市条例第32号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第6条関係)				別表(第6条関係)			
事務の区分		金額		事務の区分		金額	
) 略) 略			
14	略			14	略		
15	法第52条第6項第3号の規定に基づく認定の申請に対する審査	27,000円					
16				15			
17				16			
18) 略			17) 略		
19				18			
20				19			
21	法第55条第3項又は第4項各号の規定に基づく許可の申請に対する審査		略	20	法第55条第3項各号の規定に基づく許可の申請に対する審査		略
22				21			
23				22			
24				23			
25				24			
26) 略			25) 略		
27				26			
28				27			
29				28			
30				29			
31	法第86条第2項の規定に基づく認定の申請に対する審査	建築物(既存建築物を除く。以下この項及び第33の項において同じ。)の数が1である場合	略	30	法第86条第2項の規定に基づく認定の申請に対する審査	建築物(既存建築物を除く。以下この項及び第29の項において同じ。)の数が1である場合	略
		略				略	
32) 略			31) 略		
33				32			
34	法第86条の2第1項の	建築物(一敷地内認定建築物を	略	33	法第86条の2第1項の	建築物(一敷地内認定建築物を	略

改正後			改正前		
	規定に基づく認定の申請に対する審査	除く。以下この項及び次項において同じ。)の数 が1である場合		規定に基づく認定の申請に対する審査	除く。以下この項、次項及び第32の項において同じ。)の数 が1である場合
		略			略
35	略		34	略	
36	法第86条の2第3項の規定に基づく許可の申請に対する審査	建築物(一敷地内許可建築物を 除く。以下この項において同 じ。)の数 が1 である場合	35	法第86条の2第3項の規定に基づく許可の申請に対する審査	建築物 の数 が1 である場合
		略			略
37	略		36	略	
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47	略		47	略	
48					
49					
50					
51					
備考			備考		
1 略			1 略		
2 第30の項から第37の項までの建築物の数は、用途上不可分の関係にある建築物のうち主要な用途の建築物の数の合計とする。ただし、第34の項から第36の項までにおいて、建築しようとする建築物が主要な用途以外の用途の建築物のみである場合は、建築物の数を1とみなす。			2 第29の項から第36の項までの建築物の数は、用途上不可分の関係にある建築物のうち主要な用途の建築物の数の合計とする。ただし、第33の項から第35の項までにおいて、建築しようとする建築物が主要な用途以外の用途の建築物のみである場合は、建築物の数を1とみなす。		

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第12号

門真市自転車安全利用に関するマナー条例の一部改正について

門真市自転車安全利用に関するマナー条例（平成27年門真市条例第22号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和5年2月24日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、所要の規定整備を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市自転車安全利用に関するマナー条例の一部を改正する条例

門真市自転車安全利用に関するマナー条例（平成27年門真市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保護者の責務)</p> <p>第5条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 保護者は、その保護する13歳未満の子が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。</p> <p>4～5 略</p>	<p>(保護者の責務)</p> <p>第5条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 保護者は、その保護する13歳未満の子が自転車を利用するときは<u>又は6歳未満の子を自転車に乗せるときは</u>、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。</p> <p>4～5 略</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第13号

門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正について

門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和5年2月24日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

任期付市費負担教員の給料及び義務教育等教員特別手当の改定を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくり
の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を
改正する条例

門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係
る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）の
一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように
改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第7条関係）		別表第1（第7条関係）	
号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	<u>163,100</u>	1	158,700
2	<u>164,600</u>	2	160,200
3	<u>166,100</u>	3	161,700
4	<u>167,600</u>	4	163,200
5	<u>169,300</u>	5	164,900
6	<u>171,200</u>	6	166,800
7	<u>173,000</u>	7	168,600
8	<u>174,800</u>	8	170,400
9	<u>176,500</u>	9	172,200
10	<u>178,500</u>	10	174,200
11	<u>180,500</u>	11	176,200
12	<u>182,400</u>	12	178,100
13	<u>184,200</u>	13	180,000
14	<u>186,400</u>	14	182,200
15	<u>188,500</u>	15	184,400
16	<u>190,700</u>	16	186,600
17	<u>192,800</u>	17	188,800
18	<u>195,400</u>	18	191,400
19	<u>197,800</u>	19	193,900
20	<u>200,100</u>	20	196,300
21	<u>202,600</u>	21	198,800
22	<u>204,200</u>	22	200,500
23	<u>205,700</u>	23	202,100
24	<u>207,300</u>	24	203,800
25	<u>208,700</u>	25	205,300
26	<u>209,400</u>	26	205,300
27	<u>210,100</u>	27	205,300
28	<u>210,800</u>	28	205,300

改正後		改正前	
29	<u>211,600</u>	29	<u>206,400</u>
30	<u>212,700</u>	30	<u>208,300</u>
31	<u>214,600</u>	31	<u>210,200</u>
32	<u>216,400</u>	32	<u>212,000</u>
33	<u>217,800</u>	33	<u>213,400</u>
34	<u>219,800</u>	34	<u>215,400</u>
35	<u>221,800</u>	35	<u>217,400</u>
36	<u>223,800</u>	36	<u>219,400</u>
37	<u>224,700</u>	37	<u>221,300</u>
38	<u>226,600</u>	38	<u>223,200</u>
39	<u>228,500</u>	39	<u>225,100</u>
40	<u>230,300</u>	40	<u>226,900</u>
41	<u>232,200</u>	41	<u>228,800</u>
42	<u>233,900</u>	42	<u>230,500</u>
43	<u>235,600</u>	43	<u>232,200</u>
44	<u>237,300</u>	44	<u>233,900</u>
45	<u>238,200</u>	45	<u>235,300</u>
46	<u>240,000</u>	46	<u>237,100</u>
47	<u>241,800</u>	47	<u>238,900</u>
48	<u>243,600</u>	48	<u>240,700</u>
49	<u>245,200</u>	49	<u>242,500</u>
50	<u>246,700</u>	50	<u>244,000</u>
51	<u>248,200</u>	51	<u>245,600</u>
52	<u>249,400</u>	52	<u>247,000</u>
53	<u>250,400</u>	53	<u>248,100</u>
54	<u>251,900</u>	54	<u>249,800</u>
55	<u>253,400</u>	55	<u>251,300</u>
56	<u>254,800</u>	56	<u>252,800</u>
57	<u>255,900</u>	57	<u>254,100</u>
58	<u>257,200</u>	58	<u>255,500</u>
59	<u>258,400</u>	59	<u>256,800</u>
60	<u>259,600</u>	60	<u>258,100</u>
61	<u>260,900</u>	61	<u>259,500</u>
62	<u>262,300</u>	62	<u>261,000</u>
63	<u>263,600</u>	63	<u>262,400</u>
64	<u>264,900</u>	64	<u>263,800</u>
65	<u>265,900</u>	65	<u>265,000</u>
66	<u>267,400</u>	66	<u>266,600</u>
67	<u>268,900</u>	67	<u>268,200</u>
68	<u>270,400</u>	68	<u>269,800</u>

改正後		改正前	
69	271,800	69	271,400
70	273,200	70	272,900
71	274,600	71	274,300
72	276,000	72	275,800
} 略		} 略	

別表第2 (第10条関係)

号給	月額
} 略	
125	略
<u>126</u>	
<u>127</u>	
<u>128</u>	
<u>129</u>	
<u>130</u>	4,900
<u>131</u>	
<u>132</u>	
<u>133</u>	
<u>134</u>	
<u>135</u>	
<u>136</u>	
<u>137</u>	
<u>138</u>	
<u>139</u>	
<u>140</u>	5,000
<u>141</u>	
<u>142</u>	
<u>143</u>	
<u>144</u>	
<u>145</u>	5,100
<u>146</u>	
<u>147</u>	
<u>148</u>	
<u>149</u>	
<u>150</u>	
<u>151</u>	
<u>152</u>	
<u>153</u>	
<u>154</u>	
<u>155</u>	

別表第2 (第10条関係)

号給	月額
} 略	
125	略
—	
—	
—	
—	
—	—
—	
—	
—	
—	
—	
—	
—	
—	
—	
—	—
—	
—	
—	
—	
—	—
—	
—	
—	
—	
—	
—	
—	
—	
—	

改正後		改正前	
<u>156</u>			
<u>157</u>			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(内払)

3 この条例による改正前の門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例別表第1及び別表第2の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第14号

門真市立学校設置条例の一部改正について

門真市立学校設置条例（昭和39年条例第21号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和5年2月24日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

（仮称）門真市立第四中学校区義務教育学校の設置に伴い、門真市立脇田小学校及び門真市立脇田小学校放課後児童クラブの位置を変更するにつき、本条例案を提出するものである。

門真市立学校設置条例の一部を改正する条例

門真市立学校設置条例（昭和39年条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
） 略		） 略	
門真市立脇田 小学校	門真市三ツ島6丁目2番 1号	門真市立脇田 小学校	門真市脇田町4番1号
） 略		） 略	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年8月17日から施行する。

（門真市立放課後児童クラブ条例の一部改正）

2 門真市立放課後児童クラブ条例（平成16年門真市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
（名称及び位置）		（名称及び位置）	
第2条 放課後児童クラブの名称及び位置は、次の表のとおりとする。		第2条 放課後児童クラブの名称及び位置は、次の表のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
） 略		） 略	
門真市立脇田 小学校放課後 児童クラブ	門真市三ツ島6丁目2番 1号	門真市立脇田 小学校放課後 児童クラブ	門真市脇田町4番1号
） 略		） 略	

議案第15号

令和4年度門真市一般会計補正予算（第13号）

令和4年度門真市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,649千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,548,507千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加及び廃止は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和5年2月24日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	地方交付税	7,915,048	240,469	8,155,517
	1 地方交付税	7,915,048	240,469	8,155,517
14	国庫支出金	23,387,683	3,492	23,391,175
	1 国庫負担金	13,835,647	1,250	13,836,897
	2 国庫補助金	9,511,504	2,242	9,513,746
18	繰入金	1,738,922	△330,000	1,408,922
	1 基金繰入金	1,738,922	△330,000	1,408,922
19	諸収入	716,819	58,390	775,209
	4 雑入	688,267	58,390	746,657
20	市債	7,860,752	24,000	7,884,752
	1 市債	7,860,752	24,000	7,884,752
	歳 入 合 計	72,552,156	△3,649	72,548,507

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	7,217,842	7,172	7,225,014
	1 総務管理費	6,173,703	7,172	6,180,875
3	民生費	33,605,847	△480	33,605,367
	2 児童福祉費	8,112,017	△480	8,111,537
4	衛生費	5,954,256	378	5,954,634
	1 保健衛生費	3,290,276	378	3,290,654
8	消防費	1,894,280	△31,987	1,862,293
	1 消防費	1,894,280	△31,987	1,862,293
9	教育費	4,288,463	26,356	4,314,819
	2 小学校費	1,135,656	26,356	1,162,012
12	予備費	73,743	△5,088	68,655
	1 予備費	73,743	△5,088	68,655
	歳 出 合 計	72,552,156	△3,649	72,548,507

第2表 繰越明許費補正
追 加

款	項	事 業 名	金 額
			千円
2 総務費	1 総務管理費	市 民 文 化 会 館 運 営 事 業	18,480
4 衛生費	1 保健衛生費	出 産 ・ 子 育 て 応 援 給 付 金 給 付 事 業	106,371
4 衛生費	1 保健衛生費	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 事 業	129,925
4 衛生費	1 保健衛生費	保 健 福 祉 セ ン タ ー 運 営 事 業	4,378
7 土木費	4 都市計画費	北 島 地 域 土 地 区 画 整 理 事 業	17,659
7 土木費	4 都市計画費	住 宅 市 街 地 総 合 整 備 事 業	570,560
7 土木費	4 都市計画費	延 焼 遮 断 帯 整 備 促 進 事 業	6,475
7 土木費	4 都市計画費	密 集 市 街 地 整 備 事 業	22,097
8 消防費	1 消防費	消 火 栓 等 整 備 事 業	7,385
9 教育費	1 教育総務費	学 校 適 正 配 置 推 進 事 業	9,946
9 教育費	2 小学校費	給 食 運 営 事 業	26,356

変 更

款	項	補 正 前	
		事 業 名	金 額
7 土木費	2 道路橋りょう費	大阪モノレール門真市駅・（仮称）門真南駅間新駅設置事業	千円 10,817

補 正 後	
事 業 名	金 額
大阪モノレール門真市駅・（仮称）門真南駅間新駅設置事業	千円 80,507

第3表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度 額
(仮称)門真市立統合中学校整備PFI事業(令和5年度以降維持管理費改定分)	令和4年度	千円
)	2,520
	令和8年度	

廃 止

事 項	期 間	限 度 額
二島小学校放課後児童クラブ空調設備改修事業	令和5年度 ） 令和11年度	千円 6,435
上野口南北1号線道路拡幅事業	令和5年度	千円 2,488

第4表 地方債補正
変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還方法
学校教育施設等整備	千円 407,000	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	407,000			

補正後			
限度額	起債の方法	利率	償還方法
千円 431,000	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができ
431,000			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
10 地方交付税	7,915,048	240,469	8,155,517
14 国庫支出金	23,387,683	3,492	23,391,175
18 繰入金	1,738,922	△330,000	1,408,922
19 諸収入	716,819	58,390	775,209
20 市債	7,860,752	24,000	7,884,752
歳入合計	72,552,156	△3,649	72,548,507

補正額の財源内訳			
特 定	財源		一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			7,172
			△480
			378
			△31,987
2,242	24,000		114
			△5,088
2,242	24,000	0	△29,891

2 歳 入

10 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税	千円 7,915,048	千円 240,469	千円 8,155,517
計	7,915,048	240,469	8,155,517

14 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	13,134,614	1,250	13,135,864
計	13,835,647	1,250	13,836,897

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

5 教育費国庫補助金	72,628	2,242	74,870
計	9,511,504	2,242	9,513,746

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

7 財政調整基金繰入金	580,000	△330,000	250,000
計	1,738,922	△330,000	1,408,922

19 款 諸収入

4 項 雑入

2 雑入	687,538	58,390	745,928
------	---------	--------	---------

節		金額	説明	千円
区分	金額			
1	地方交付税	240,469	普通交付税	

91	介護保険料軽減措置負担金	1,250	低所得者保険料軽減負担金	
----	--------------	-------	--------------	--

46	学校施設環境改善交付金	2,242	上野口小学校大規模改造事業交付金	
----	-------------	-------	------------------	--

1	財政調整基金繰入金	△330,000	財政調整基金繰入金	
---	-----------	----------	-----------	--

99	雑入	58,390	くすのき広域連合負担金精算還付金 令和2年度施設型給付費返還分	58,371 19
----	----	--------	------------------------------------	--------------

10款 地方交付税 14款 国庫支出金 18款 繰入金 19款 諸収入

19款 諸収入
4項 雑入

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
計	688,267	58,390	746,657

20款 市債
1項 市債

6 教育債	539,600	24,000	563,600
計	7,860,752	24,000	7,884,752

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

6 学校教育施設 等整備事業債	19,600	上野口小学校給食棟整備事業債
36 防災・減災・ 国土強靱化緊 急対策事業債	4,400	上野口小学校給食棟整備事業債

19款 諸収入 20款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 4,454,592	千円 7,172	千円 4,461,764	千円	千円	千円	千円 7,172
計	6,173,703	7,172	6,180,875	0	0	0	7,172

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	523,444	△495	522,949				△495
2 児童措置費	6,378,135	15	6,378,150				15
計	8,112,017	△480	8,111,537	0	0	0	△480

節		説明	千円
区分	金額		
19 負担金補助及び交付金	千円 7,172	○施策評価対象外事業	
		財政運営事務（新型コロナ対策）	7,172
		負担金補助及び交付金	7,172
		負担金	7,172
		水道事業会計負担金	7,172

14 使用料及び賃借料	△495	○みんなで支え合う子育て環境づくり	
		放課後児童クラブ運営事業	△495
		使用料及び賃借料	△495
		使用料及び賃借料（物件費）	△495
		空調設備借上料	△495
23 償還金利子及び割引料	15	○施策評価対象外事業	
		施設型給付事務	15
		償還金利子及び割引料	15
		過年度過誤納還付	15
		子どものための教育・保育給付費国庫負担金過年度分返還金	10
		子どものための教育・保育給付費府費負担金過年度分返還金	5

2 款 総務費 3 款 民生費

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 保健衛生総務費	千円 591,552	千円 378	千円 591,930	千円	千円	千円	千円 378
計	3,290,276	378	3,290,654	0	0	0	378

8 款 消防費

1 項 消防費

1 常備消防費	1,813,739	△31,987	1,781,752				△31,987
計	1,894,280	△31,987	1,862,293	0	0	0	△31,987

9 款 教育費

2 項 小学校費

1 学校管理費	1,135,656	26,356	1,162,012	2,242	24,000		114
				国庫支出金	市債		
				2,242	24,000		
計	1,135,656	26,356	1,162,012	2,242	24,000	0	114

節		説 明	千円
区 分	金 額		
23	償還金利子及び割引料	○母子保健の充実	
		妊娠・出産包括支援事業	378
		償還金利子及び割引料	378
		過年度過誤納還付	378
		令和3年度母子保健衛生費国庫補助金返還金	378

19	負担金補助及び交付金	○消防・救急医療体制の充実	
		消防活動事業	△31,987
		負担金補助及び交付金	△31,987
		負担金	△31,987
		守口市門真市消防組合負担金	△31,987

15	工事請負費	○学校施設と教育環境の充実	
		給食運営事業	26,356
		工事請負費	26,356
		工事請負費（資産）	26,356
		上野口小学校給食棟空調設備設置工事	26,356

4 款 衛生費 8 款 消防費 9 款 教育費

12款 予備費

1項 予備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 予備費	千円 73,743	千円 △5,088	千円 68,655	千円	千円	千円	千円 △5,088
計	73,743	△5,088	68,655	0	0	0	△5,088

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

1 2 款 予備費

繰越明許費説明書

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	節	金額	繰り越すべき理由
13 文化芸術振興費		千円 18,480	事業完了に日数を要するため
	11 需用費	18,480	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	節	金額	繰り越すべき理由
1 保健衛生総務費		千円 106,371	事業完了に日数を要するため
	12 役務費	1,099	
	13 委託料	103,015	
	14 使用料及び賃借料	7	
	19 負担金補助及び交付金	2,250	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	節	金額	繰り越すべき理由
2 予防費		千円 129,925	事業完了に日数を要するため
	1 報酬	26	
	2 給料	2,479	
	3 職員手当等	2,444	
	9 旅費	1	
	11 需用費	2,902	
	12 役務費	4,104	
	13 委託料	115,833	
	14 使用料及び賃借料	120	
	19 負担金補助及び交付金	2,016	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	節	金額	繰り越すべき理由
7 保健福祉センター費		千円 4,378	事業完了に日数を要するため
	11 需用費	4,378	

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	節	金額	繰り越すべき理由
2 交通政策費		千円 80,507	事業完了に日数を要するため
	13 委託料	69,690	
	19 負担金補助及び交付金	10,817	

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

目	節	金額	繰り越すべき理由
2 土地区画整理事業費		千円 17,659	事業完了に日数を要するため
	19 負担金補助及び交付金	17,659	

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

目	節	金額	繰り越すべき理由
7 住宅市街地総合整備事業費		千円 570,560	権利者との協議に日数を要するため
	13 委託料	68,212	
	15 工事請負費	21,208	
	17 公有財産購入費	56,430	
	19 負担金補助及び交付金	255,122	
	22 補償補填及び賠償金	169,588	

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

目	節	金額	繰り越すべき理由
7 住宅市街地総合整備事業費		千円 6,475	権利者との協議に日数を要するため
	22 補償補填及び賠償金	6,475	

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

目	節	金額	繰り越すべき理由
7 住宅市街地総合整備事業費		千円 22,097	事業完了に日数を要するため
	1 報酬	93	
	12 役務費	4	
	13 委託料	22,000	

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

目	節	金額	繰り越すべき理由
3 消防施設費		千円 7,385	事業完了に日数を要するため
	19 負担金補助及び交付金	7,385	

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	節	金額	繰り越すべき理由
2 事務局費		千円 9,946	事業完了に日数を要するため
	17 公有財産購入費	9,946	

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

目	節	金額	繰り越すべき理由
1 学校管理費		千円 26,356	事業完了に日数を要するため
	15 工事請負費	26,356	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳			
		支 出 見 込 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
(仮称) 門真市立統合中 学校整備PFI事業(令 和5年度以降維持管理費 改定分)	千円 2,520	-	千円 -	令和4年度 ～ 令和8年度	千円 2,520	千円 -	千円 -	千円 -	千円 2,520

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前々年度末 現在高 千円	前年度末現在高 見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額 千円
			当該年度中起債 見込額 千円	当該年度中元金 償還見込額 千円	
1. 普通債	28,831,015	28,700,020	7,138,771	4,417,030	31,421,761
(1) 総務債	7,247,619	6,637,787	2,495,971	3,000,282	6,133,476
(2) 民生債	1,951,741	1,860,444	1,100	101,348	1,760,196
(3) 衛生債	2,103,936	2,122,470	60,000	199,651	1,982,819
(4) 土木債	2,837,640	3,081,820	668,500	234,442	3,515,878
(5) 公営住宅債	8,407,579	8,934,130	3,343,200	398,185	11,879,145
(6) 消防債	46,953	42,157	6,400	4,800	43,757
(7) 教育債	6,235,547	6,021,212	563,600	478,322	6,106,490
2. 災害復旧	8,900	8,713	—	887	7,826
(1) 衛生債	7,600	7,413	—	725	6,688
(2) 土木債	1,300	1,300	—	162	1,138
3. その他	23,286,156	23,417,300	745,981	2,032,002	22,131,279
(1) 減税補てん債	220,390	145,522	—	51,893	93,629
(2) 臨時財政対策債	22,911,866	23,117,878	745,981	1,980,109	21,883,750
(3) 減収補てん債	153,900	153,900	—	—	153,900
合 計	52,126,071	52,126,033	7,884,752	6,449,919	53,560,866

議案第16号

令和4年度門真市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度門真市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入の補正）

第2条 令和4年度門真市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,633,451千円	7,171千円	2,640,622千円
第2項 営業外収益	227,362千円	7,171千円	234,533千円

（他会計からの補助金の補正）

第3条 予算第9条を次のように改める。

一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、9,267千円である。

令和5年2月24日 提出

門真市長 宮本 一孝

令和4年度

門真市水道事業会計補正予算(第1号)に関する
説明書

令和4年度門真市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的收入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
			(千円)	(千円)	(千円)	
1. 水道事業収益			2,633,451	7,171	2,640,622	
	2. 営業外収益		227,362	7,171	234,533	
		2. 補助金	2,096	7,171	9,267	児童手当繰入金等

令和4年度門真市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(千円単位)
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	131,474
減価償却費	495,567
固定資産除却費	42,413
退職給付引当金の増減額(△は減少)	10,295
修繕引当金の増減額(△は減少)	△ 7,491
賞与・法定福利費引当金の増減額(△は減少)	4,710
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 133
長期前受金戻入額	△ 143,633
受取利息及び受取利息配当金	△ 1,378
支払利息	54,435
未収金の増減額(△は増加)	△ 14,653
未払金の増減額(△は減少)	△ 21,396
たな卸資産の増減額(△は増加)	220
前受金の増減額(△は減少)	△ 2,340
預り金の増減額(△は減少)	△ 32,803
小計	515,287
利息及び配当金の受取額	1,378
利息の支払額	△ 54,435
他会計貸付金の増減額(△は増加)	320,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	782,230

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,932,334
有価証券の取得による支出	△ 100,000
工事負担金等による収入	38,747
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,993,587

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	289,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 250,696
財務活動によるキャッシュ・フロー	38,404

資金増加額(又は減少額)	△ 1,172,953
資金期首残高	2,953,000
資金期末残高	1,780,047

令和4年度門真市水道事業予定損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

	千円	千円	千円
1.営業収益			
(1)給水収益	2,072,225		
(2)受託工事収益	98,515		
(3)その他営業収益	<u>26,783</u>	2,197,523	
2.営業費用			
(1)原水及び浄水費	1,098,621		
(2)配水及び給水費	220,397		
(3)受託工事費	91,577		
(4)業務費	115,205		
(5)総係費	147,796		
(6)減価償却費	495,567		
(7)資産減耗費	<u>61,423</u>	<u>2,230,586</u>	
営業損失			33,063
3.営業外収益			
(1)受取利息及び配当金	1,378		
(2)補助金	9,267		
(3)長期前受金戻入	143,633		
(4)雑収益	17,551		
(5)加入金	<u>56,100</u>	227,929	
4.営業外費用			
(1)支払利息及び 企業債取扱諸費	54,435		
(2)雑支出	<u>8,957</u>	<u>63,392</u>	<u>164,537</u>
経常利益			131,474
5.特別利益			
(1)過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6.特別損失			
(1)過年度損益修正損	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
当年度純利益			131,474
前年度繰越利益剰余金			1,199
その他未処分利益剰余金変動額			<u>1,550,000</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>1,682,673</u></u>

令和4年度門真市水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1.	固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
	イ土 地		153,999		
	ロ建 物	837,534			
	建物減価償却累計額	<u>△599,836</u>	237,698		
	ハ構 築 物	21,613,530			
	構築物減価償却累計額	<u>△10,026,447</u>	11,587,083		
	ニ機 械 及 び 装 置	1,676,885			
	機械及び装置減価償却累計額	<u>△1,266,248</u>	410,637		
	ホ車 両 運 搬 具	19,257			
	車両運搬具減価償却累計額	<u>△18,294</u>	963		
	ヘ工 具、器 具 及 び 備 品	83,645			
	工具、器具及び備品減価償却累計額	<u>△54,121</u>	29,524		
	ト建 設 仮 勘 定		<u>293,422</u>		
	有形固定資産合計			12,713,326	
(2)	無 形 固 定 資 産				
	イ電 話 加 入 権		<u>2,033</u>		
	無形固定資産合計			2,033	
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産				
	イ投 資 有 価 証 券		<u>199,811</u>		
	投資その他の資産合計			<u>199,811</u>	
	固定資産合計				12,915,170
2.	流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金			1,780,047	
(2)	未 収 金				
	イ営 業 未 収 金	310,191			
	貸 倒 引 当 金	<u>△8,632</u>	301,559		
	ロ営 業 外 未 収 金		30,800		
	ハそ の 他 未 収 金		<u>25,305</u>		
	未収金合計			357,664	
(3)	貯 蔵 品			14,707	
(4)	前 払 金			<u>218,568</u>	
	流動資産合計				2,370,986
	資 産 合 計				<u>15,286,156</u>

		負債の部			
		千円	千円	千円	千円
3.	固定負債				
(1)	企業債				
	イ建設改良企業債		2,783,384		
(2)	引当金				
	イ退職給付引当金	202,084			
	ロ修繕引当金(従前)	257,461			
	引当金合計		459,545		
	固定負債合計			3,242,929	
4.	流動負債				
(1)	企業債				
	イ建設改良企業債		230,986		
(2)	未払金				
	イ営業未払金	140,553			
	ロ営業外未払金	13,000			
	ハその他の未払金	122,461			
	未払金合計		276,014		
(3)	前受金		30,887		
(4)	引当金				
	イ賞与引当金	18,272			
	ロ法定福利費引当金	3,557			
	引当金合計		21,829		
(5)	預り金				
	イ預り保証金	6,133			
	ロ預り金	14,469			
	ハ下水道使用料預り金	124,091			
	預り金合計		144,693		
	流動負債合計			704,409	
5.	繰延収益				
(1)	長期前受金				
	イ受贈財産評価額	291,364			
	受贈財産評価額収益化累計額	△146,463	144,901		
	ロ工事負担金	5,551,079			
	工事負担金収益化累計額	△2,952,656	2,598,423		
	ハ国庫補助金	99,567			
	国庫補助金収益化累計額	△8,364	91,203		
	長期前受金合計			2,834,527	
	負債合計				6,781,865
		資本の部			
6.	資本				
(1)	資本金			5,838,346	
7.	剰余金				
(1)	資本剰余金		23,272		
(2)	利益剰余金				
	イ減債積立金	50,000			
	ロ建設改良積立金	910,000			
	ハ当年度未処分利益剰余金	1,682,673			
	利益剰余金合計		2,642,673		
	剰余金合計			2,665,945	
	資本負債合計				8,504,291
					15,286,156

令和4年度

門真市水道事業会計補正予算(第1号)附属書類

収益的收入

款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計
1. 水道事業 収益			千円 2,633,451	千円 7,171	千円 2,640,622
	2. 営業外 収益		227,362	7,171	234,533
		2. 補助金	2,096	7,171	9,267

(税 込)

各 目 説 明		
節	金 額	備 考
	千円	千円
1. 他 会 計 補 助 金	7,171	電力価格高騰に伴う事業費負担軽減に係る繰入金

議案第17号

令和4年度門真市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度門真市公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度門真市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「不足する額1,969,592千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額101,130千円、過年度分損益勘定留保資金11,750千円、当年度分損益勘定留保資金1,336,189千円、繰越利益剰余金処分量195,184千円及び当年度利益剰余金処分量325,339千円」を「不足する額1,969,683千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額101,130千円、過年度分損益勘定留保資金11,750千円、当年度分損益勘定留保資金1,336,189千円、繰越利益剰余金処分量195,184千円及び当年度利益剰余金処分量325,430千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	2,791,578千円	59,700千円	2,851,278千円
第1項 企業債	2,513,760千円	59,700千円	2,573,460千円
	支 出		
第1款 資本的支出	4,761,170千円	59,791千円	4,820,961千円
第1項 建設改良費	1,966,763千円	59,791千円	2,026,554千円

（企業債の補正）

第3条 予算第6条の表中

「

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還の方法
-------	-----	-------	----	------	-------

流域下水道事業	千円 330,000	証書借入 又は 証券発行	8.0 以内	政 府 地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 大 阪 府 銀 行 そ の 他	40年以内(うち据置5年以内) 半年賦元利均等又は元金均等償還。 なお、財政状況等により必要に応じて繰上償還又は低利債に借り換えることができる。
計	2,513,760				

を

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	資金区分	償還の方法
流域下水道事業	千円 389,700	補正前と 同じ	補正 前と 同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
計	2,573,460				

に改める。

(利益剰余金の処分の補正)

第4条 予算第11条本文中当年度利益剰余金「325,339千円」を「325,430千円」に改め、第1号を次のように改める。

(1) 減債積立金 520,614千円

令和5年2月24日 提出

門真市長 宮本 一孝

令和4年度

門真市公共下水道事業会計補正予算(第2号)
に関する説明書

令和4年度門真市公共下水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
			(千円)	(千円)	(千円)	
1. 資本的收入			2,791,578	59,700	2,851,278	
	1. 企業債		2,513,760	59,700	2,573,460	
		1. 建設改良企業債	2,513,760	59,700	2,573,460	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
			(千円)	(千円)	(千円)	
1. 資本的支出			4,761,170	59,791	4,820,961	
	1. 建設改良費		1,966,763	59,791	2,026,554	
		2. 流域下水道建設負担金	331,506	59,791	391,297	

令和4年度門真市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(千円単位)
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	469,629
減価償却費	2,011,231
固定資産除却費	25,000
退職給付引当金の増減額(△は減少)	8,598
賞与・法定福利費引当金の増減額(△は減少)	3,292
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 206
長期前受金戻入額	△ 700,042
受取利息及び受取利息配当金	△ 1
支払利息	501,311
未収金の増減額(△は増加)	121,015
未払金の増減額(△は減少)	6,591
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 580
預り金の増減額(△は減少)	1,173
小計	2,447,011
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△ 501,311
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,945,701

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 2,087,017
無形固定資産の取得による支出	△ 355,725
国庫補助金による収入	280,285
受益者負担金等による収入	15,479
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,146,978

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	3,776,260
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 2,794,407
その他の他会計借入金による収入	7,970,000
その他の他会計借入金の返済による支出	△ 8,290,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	661,853

資金増加額(又は減少額)	460,576
資金期首残高	113,798
資金期末残高	574,374

令和4年度門真市公共下水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1.	固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
	イ 土 地		11,065		
	ロ 構 築 物	100,834,456			
	構築物減価償却累計額	<u>△41,839,909</u>	58,994,547		
	ハ 工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,656			
	工具、器具及び備品減価償却累計額	<u>△1,177</u>	479		
	ニ その 他 有 形 固 定 資 産	68,861			
	その他有形固定資産減価償却累計額	<u>△65,418</u>	<u>3,443</u>		
	有 形 固 定 資 産 合 計			59,009,534	
(2)	無 形 固 定 資 産				
	イ 施 設 利 用 権		<u>7,512,239</u>		
	無 形 固 定 資 産 合 計			<u>7,512,239</u>	
	固 定 資 産 合 計				66,521,773
2.	流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金			574,374	
(2)	未 収 金				
	イ 営 業 未 収 金	278,667			
	貸 倒 引 当 金	<u>△6,739</u>	271,928		
	ロ 営 業 外 未 収 金		37,854		
	ハ そ の 他 未 収 金		<u>57,750</u>		
	未 収 金 合 計			367,532	
(3)	貯 蔵 品			1,136	
(4)	前 払 金			<u>210,238</u>	
	流 動 資 産 合 計				1,153,280
	資 産 合 計				<u><u>67,675,053</u></u>

		負債の部			
		千円	千円	千円	千円
3.	固定負債				
(1)	企業債				
	イ建設改良企業債		37,661,353		
(2)	引当金				
	イ退職給付引当金		<u>41,414</u>		
	固定負債合計			37,702,767	
4.	流動負債				
(1)	企業債				
	イ建設改良企業債		2,807,713		
(2)	未払金				
	イ営業未払金	111,009			
	ロ営業外未払金	3,750			
	ハその他未払金	<u>820,389</u>			
	未払金合計		935,148		
(3)	引当金				
	イ賞与引当金	13,458			
	ロ法定福利費引当金	<u>2,733</u>			
	引当金合計		16,191		
(4)	預り金				
	イ預り保証金	1,517			
	ロ預り金	<u>14,811</u>			
	預り金合計		<u>16,328</u>		
	流動負債合計			3,775,380	
5.	繰延収益				
(1)	長期前受金				
	イ国庫補助金	23,787,135			
	国庫補助金収益化累計額	<u>△9,908,533</u>	13,878,602		
	ロ府補助金	931,683			
	府補助金収益化累計額	<u>△706,804</u>	224,879		
	ハ他会計負担金	10,640,184			
	他会計負担金収益化累計額	<u>△5,572,120</u>	5,068,064		
	ニ受益者負担金	2,403,504			
	受益者負担金収益化累計額	<u>△1,054,036</u>	1,349,468		
	ホ受贈財産評価額	1,120,503			
	受贈財産評価額収益化累計額	<u>△281,596</u>	838,907		
	長期前受金合計			<u>21,359,920</u>	
	負債合計				<u><u>62,838,067</u></u>
		資本の部			
6.	資本金				
(1)	資本金			3,809,396	
7.	剰余金				
(1)	資本剰余金		11,065		
(2)	利益剰余金				
	イ当年度未処分利益剰余金	<u>1,016,525</u>			
	利益剰余金合計		<u>1,016,525</u>		
	剰余金合計			<u>1,027,590</u>	
	資本合計				<u>4,836,986</u>
	負債資本合計				<u><u>67,675,053</u></u>

I 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産の減価償却の方法

- ・ 減価償却の方法 定額法による。
- ・ 主な耐用年数
 - 構築物 50年
 - 工具、器具及び備品 5～10年

(2) 無形固定資産の減価償却の方法

- ・ 減価償却の方法 定額法による。
- ・ 主な耐用年数
 - 流域下水道施設利用権 50年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

なお、「職員の退職手当に係る取扱いに関する覚書」に基づき、職員の退職手当支給総額316,410千円のうち、一般会計及び水道事業会計が負担すると見込まれる金額の合計276,721千円を除き、公共下水道事業会計が負担すると見込まれる金額39,689千円を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能

見込額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、28,841,529千円である。

2 その他未処分利益剰余金変動額について

その他未処分利益剰余金変動額351,712千円は、令和3年度における資本的収入が資本的支出に対し不足する額に補てんするため減債積立金を取崩したものである。

III リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

3 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	3,456千円
<u>1年超</u>	<u>9,938千円</u>
計	13,393千円

IV その他の注記

1 引当金の取崩し

(1) 退職給付引当金の取崩し

令和4年度において、退職給付引当金の取崩しは予定していない。

(2) 賞与引当金の取崩し

令和4年度において、期末手当及び勤勉手当の総額として42,477千円を支給するため、賞与引当金から12,789千円を取り崩す予定としている。

(3) 法定福利費引当金の取崩し

令和4年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の総額として8,012千円を支給するため、法定福利費引当金から2,489千円を取り崩す予定としている。

(4) 貸倒引当金の取崩し

令和4年度において、下水道使用料及び受益者負担金を不納欠損するため、貸倒引当金1,195千円を取り崩す予定としている。

令和4年度

門真市公共下水道事業会計補正予算(第2号)
附属書類

企業債の概況

科目	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高
			当該年度中起債 見込額	当該年度中元金 償還見込額	
企業債	千円 39,735,093	千円 39,487,213	千円 3,776,260	千円 2,794,407	千円 40,469,066

資本的收入

款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計
1. 資本的收入			千円 2,791,578	千円 59,700	千円 2,851,278
	1. 企業債		2,513,760	59,700	2,573,460
		1. 建設改良企業 債	2,513,760	59,700	2,573,460

(税 込)

各 目 説 明		
節	金 額	備 考
	千円	千円
1. 建設改良企業債	59,700	流域下水道事業債

資本的支出

款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計
			千円	千円	千円
1. 資本的支出			4,761,170	59,791	4,820,961
	1. 建設改良費		1,966,763	59,791	2,026,554
		3. 流域下水道 建設負担金	331,506	59,791	391,297

各 目 説 明		
節	金 額	備 考
	千円	千円
1. 流域下水道 建設負担金	59,791	

